

OECDが、BEPS行動計画8～10において要請しているリスク、取引の再構成及び特別措置に関するディスカッション・ドラフトを公表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構(OECD)は、2014年12月19日、税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画8～10(移転価格の結果が価値創造と一致することを確認する)に関するディスカッション・ドラフトを公表しました。「BEPS行動計画8、9及び10:移転価格ガイドライン第I章の改訂に関するディスカッション・ドラフト(リスク、再構成及び特別の措置を含む)」と題された文書(以下、「本ディスカッション・ドラフト」又は「本ドラフト」)は、2部構成となっています。第1部は、OECD移転価格ガイドライン第I章セクションDの改訂案です。この案では、実際の取引における正確な記述の重要性が強調されており、また、リスクの関連性及びリスク配分に関する指針のほか、再構成、非認識(どのような場合に実際の取引を認識しないことが適正かについての判断基準など)に関する指針も記載されています。本ドラフトの第2部では、無形資産、リスク及び過大資本に対する潜在的な特別措置となり得る5つの選択肢が説明されています。

本ディスカッション・ドラフトでの提案の主要な特徴として、以下のものが挙げられます。

- ▶ 商業上又は資金上の関係の特定に関する最新の指針
- ▶ 商業上又は資金上の関係におけるリスクの特定に関する新指針
- ▶ 実際の取引解釈に関する新指針
- ▶ 取引の再構成又は非認識に関する新指針
- ▶ BEPSの可能性を低減するための潜在的な特別措置となり得る選択肢

本ドラフトでは、本ディスカッション・ドラフトにある見解や提案は、OECDの統一的な見解ではなく、パブリック・コメントの機会を提供するためにドラフト形式で公表したものであると記述しています。本ディスカッション・ドラフトに関する書面によるコメント提出期限は2015年2月6日です。また、OECDは、本ディスカッション・ドラフト及びBEPSプロジェクトでのその他の移転価格の側面についてのパブリック・コンサルテーションを2015年3月19～20日に開催する予定です。



Building a better
working world

詳細な議論

背景

BEPS行動計画8、9及び10は、すべて移転価格の結果と価値創造の一致を確保するための関連計画であり、お互いに密接に関連するいくつかのトピックが含まれています。これらの計画には、以下のようなルールの策定が含まれています。

- ▶ グループ企業間でのリスク移転、又はあるグループ企業に過剰資本を配分することで生じるBEPSを防止するルール
- ▶ 第三者間では全く発生しない、又はごく稀にしか発生しない取引を行うことで生じるBEPSを防止するルール。このルールには、取引を再構成する状況を明確にするための移転価格ルール又は特別措置の実施が含まれる
- ▶ 価値評価が困難な無形資産の移転に関する移転価格ルール又は特別措置

本ディスカッション・ドラフトは、2部構成となっています。第1部は、OECD移転価格ガイドライン第I章セクションDの改訂案です。この案では、実際の取引を正確に記述することの重要性が強調されており、また、リスクの関連性及びリスク配分に関する指針のほか、再構成、非認識（どのような場合に実際の取引を認識しないことが適正かについての判断基準など）に関する指針も記載されています。本ドラフトの第2部では、無形資産、リスク及び過大資本に関する潜在的な特別措置となり得る5つの選択肢が説明されています。

OECD移転価格ガイドライン第I章セクションD（独立企業原則の適用のための指針）の現行版は、以下のような構成になっています。

- ▶ 比較可能性分析
- ▶ 実際に行われた取引の認識
- ▶ 損失
- ▶ 政策の影響
- ▶ 関税評価額の使用

本ドラフトは、この構成を以下のように変更することを提案しています。

- ▶ 商業上又は資金上の関係の特定
- ▶ 商業上又は資金上の関係におけるリスクの特定
- ▶ 解釈
- ▶ 非認識
- ▶ 特別の措置（損失、政策の影響及び関税評価額の使用）¹
- ▶ ロケーション・セービング及びその他のローカル市場の特徴²

- ▶ 従業員集団(Assembled workforce)
- ▶ 多国籍企業(MNE)のグループ相乗効果

第I部 - OECD移転価格ガイドライン第I章セクションDの修正

■ 商業上又は資金上の関係の特定

本ドラフトには、関連企業間における商業上又は資金上の関係の特定に関する新指針が含まれています。取引は、これらの関係によって成立しており、本ドラフトは、比較可能性分析の2つの側面に着目しています。その2つとは、(i)関連者間取引を正確に記述するために商業上又は資金上の関係とこれらの関係に付随する条件を特定すること、(ii)関連者取引の条件と比較対象となる独立企業間取引での条件を比較することです。第1の側面は、OECD移転価格ガイドライン第I章で取り扱われ、第2の側面は、第II章と第III章で焦点となっています。

書面による納税者間の契約上の合意により取引が成立している場合、その合意が関連企業間の商業上及び資金上の関係を特定するための出発点となります。本ディスカッション・ドラフトでは、取引条件が書面でない場合又は契約条件が曖昧、不正確もしくは不完全であることが当事者の行動から示唆される場合は、当事者の実際の行動から推定される商業上又は資金上の関係を分析し、取引の記述を推定、明確化及び補足する必要があります。

本ドラフトによれば、対象取引における関連企業間の商業上又は資金上の関係で、特定すべき経済上の特性又は比較可能性の要因は、大まかに、(i)契約条件、(ii)使用する資産、引き受け及び管理されたリスクを考慮した機能、(iii)資産及び役務の特徴、(iv)経済状況及び市場、(v)事業戦略のように分類ができます。本ドラフトでは、機能分析に関する追加指針を示し、その中で当事者が実際に何を行っているか及びどんな能力があるかに焦点を当てるべきとしています。この活動や能力には、事業戦略やリスク管理の決定などの意思決定が含まれています。特に、グループ全体としてどのように価値を生み出し、どのような機能の相互依存があり、また、当事者がこの価値創造にどのように貢献したかを理解することが重要だとしています。

本ドラフトは、このような能力や実際の貢献といった当事者の特徴が、当事者が現実的に利用可能な選択肢(option realistically available)に影響すると示唆しています。この為、商業上及び資金上の関係における経済環境を特定するプロセスでは、独立企業間の場合、当事者の特性が現実的に利用可能な選択肢にどのような影響を及ぼすか並びに類似した能力が潜在的に比較可能な独立企業間の取り決めにも適用されているかどうかの検討を含める必要があります。

■ 商業上又は資金上の関係におけるリスクの特定

本ディスカッション・ドラフトには、商業上又は資金上の関係におけるリスクの特定に関する詳細な指針を記述した新しいセクションが含まれています。本ドラフトでは、リスクをビジネスの目的に影響する不確実性と定義しています。リスク負担は利益獲得能力に影響し、また、当事者間のリスク配分は当事者間の取引損益の配分に影響を与えるため、リスクの特定は移転価格分析上極めて重要な部分をなしているとしています。

本ディスカッション・ドラフトは、リスク分析のために、以下のような枠組みを提示しています。

- ▶ 取引当事者間の商業上及び資金上の関係には、どのようなリスクが特定されるか
- ▶ 特定されたリスクは契約上の取り決めにおいて、どのように配分され、またどのように引き受けられているか。特定されたリスクは、そのリスクが発生する事業活動に関連しているか
- ▶ それらの特定されたリスクの潜在的影響はどのようなものか
- ▶ そのリスクは、多国籍グループ会社によって実際どのように管理されているか
- ▶ 契約上そのリスクを引き受けた当事者は、(a)当該リスクが発生する事業活動を行っているか、(b)当該リスクを管理しているか、又は(c)リスク低減のための評価、監視、指示のいずれかを行っているか
- ▶ 実際にどのような取引が行われたのか。リスクの配分、リスクが関連する事業活動及びリスク管理についての契約上取り決めが取引当事者の行動と一致しているか

本ディスカッション・ドラフトは、リスク関連の問題は独立企業原則の適用の核心をなすと述べています。本ドラフトの概要では、関連企業は共通の理解のもとに実際の事業で協力関係にある一方、リスクの引き受け優先度が各社間でどの程度異なるかが問題となる傾向があるとしています。この点に関して、本ドラフトでは、多くの問題は「モラル・ハザード」及び「リスク・リターン」の概念に区分できると指摘しています。モラル・ハザードとは、ある企業がリスクが顕在化した際に影響を受けないよう守られている状況において、「リスクに対する防御インセンティブ」が欠如した状態と述べています。また、「リスク・リターンのトレードオフ」という経済的概念については、より不確実だが高水準である収益とより確実だが低水準である収益の現在価値ベースでの等価性を決定するものとしています。OECDは、独立企業原則の適用におけるリスク・リターンのトレードオフの役割とモラル・ハザードに関して、経済界に具体的な情報の提供を求めています。

また、本ドラフトは、金融サービス分野におけるリスクに対して特に焦点を当てています。すなわち、金融サービスの活動上のリスクは在庫に係るものであり、リスクの移転は金融サービス事業の中核要素をなしているという事実にもかかわらず、上記の概念が金融サービスでの活動にも適用できるかといった一般的なリスクの議論ができるかどうかについて問題提起をしています。

本ディスカッション・ドラフトでは、リスクに関わる以下の問題をより具体的に議論しています。

▶ リスクの性質と源泉:

リスクは様々な方法で分類できるものの、移転価格分析におけるリスク分類の枠組みにおいては、リスクの原因となる不確実性の源泉を検討する必要があります。この源泉の例としては、戦略上のリスク、市場リスク、インフラリスク、事業リスク、財務リスク、取引リスク及び偶発リスクがあります。

▶ 契約上のリスク配分:

本ドラフトでは、OECD移転価格ガイドライン第IX章に従い、契約上のリスク配分が当事者の行動から明らかとなる取引実態と一致しているかどうかについて検討する必要があると指摘しています。また、本ドラフトでは、当事者間のリスク配分を特定する際、特定されたリスクを実際に当事者がどのように管理しているかに注意を払うべきと定めています。この中で、相対的により多くのリスク管理をしている当事者がより大きなリスクの配分を受けるべきとしています。ここで言うリスク管理とは、リスクを取る決定、OECD移転価格ガイドライン9.23並びに9.28に基づくリスクに対応すべきかどうか、さらにどのように対応すべきかを決定する能力に関わるものです。企業はビジネスチャンスの創出や最大化のためにリスクを低減しないという決定を下すこともあるため、リスク管理をリスク低減の措置に限定した解釈とすべきではないとしています。

▶ どのようにリスクを引き受けるか:

本ドラフトによれば、中核リスクの引き受けは多国籍グループ事業上の機能に組み込まれており、リスクが顕在化した当事者だけに必ずしも限定されないだろうとしています。又、機能分析では多国籍グループがその事業で引き受けたリスクの影響にどのように対応し、管理するかを決めているグループ企業がどこかを評価すべきとしています。機能が複数の企業に跨る場合、分析では引き受けたリスクに対しどの機能がより大きな影響を与えるかを考慮すべきとしています。

▶ リスクの潜在的影響:

リスクの影響力及びそのリスクと不確実性が、移転価格にどのような影響を与えるかについての重要性の判断は、価値がどのように多国籍グループで創造されているか、多国籍グループに利益の維持を可能にさせている活動は何か、及び当該価値への貢献において多国籍グループ内の特定事業体が果たす役割についての広範囲な機能分析によって決まてきます。統合化された多国籍グループでは、多くのグループ企業がリスクの結果から影響を受ける可能性があります。

▶ リスク管理:

本ディスカッション・ドラフトの示唆するところではリスク管理はリスクを除外できるものではなく、リスクとそれに関連した利益を生み出すビジネスチャンスとを合わせて評価し、適正なリスク低減戦略を決定することであるとしています。本ドラフトによれば、リスク管理は次の3つの要素で構成されています。(i)リスクを伴うビジネスチャンスに賭けるか又は見送るかを決定する能力とその意思決定の実績、(ii)ビジネスチャンスを伴うリスクに対応するかどうか、また、どのように対応するかについて決定する能力と意思決定の実績、(iii)リスクの低減能力、すなわちリスクに影響を与える措置能力とリスク低減の実績です。多国籍グループにおいてリスク管理は、取締役会、執行委員会、事業セグメントの事業部門管理者、事業会社及び機能部門などいくつかのレベルで実行されることがあります。

▶ 実際の行動:

本ドラフトは、ある当事者がリスクを引き受けたとしても、そのこと自体が移転価格算定上、この当事者にリスクが配分されたことにはならないと強調しています。ビジネス上リスクがどのように管理されているか、当該グループがリスクに直面し、そのリスクを低減することをどの当事者が可能にしているかといった問題が重要となります。グループ企業間において適切なリスク配分を決定する際は、多国籍グループ内のどの企業がリスク管理能力や機能を有しているかを分析する必要があります。ある関連当事者にリスクとリターンを配分すべきかどうかを検討する要因としては、その当事者にリスクを負担する財務能力があるかどうかによります。多国籍グループは通常子会社の資本構成を決定することができるため、それを決定要因とすべきではありません。また、特定のリスクは独立企業間において対価報酬を支払うことで移転が可能となります。その例としては、債券の買取り、為替ヘッジ、火災保険などがあります。しかしながら、戦略リスク、市場リスク、インフラリスク及び事業リスクなどの

中核リスクを移転できる機会はより限定的となります。リスク・リターンのトレードオフの概念は、そののみを使用してリスク移転の適格性を立証すべきではなく、機能による裏付けが必要となります。すなわち、リスクを負担する当事者は、そのリスクを管理する能力を有するべきということです。

▶ 移転価格への影響:

多くの状況では、リスク管理がしばしば他の取引に組み込まれているため、リスク管理に対して個別報酬は要求されません。この為、特定された「比較対象」が同水準のリスクを有し、また、リスク管理をしていると立証すること、もしそうでない場合は、差異を解消するために正確な比較可能性に係る調整を合理的に行っていると立証することが重要です。

■ 解釈

商業上及び資金上の関係を特定し、当該関係におけるリスクを特定した後は、実際の取引が正確に記述されているかどうかの解釈が必要になります。しかしながら、例外的な状況では、取引が正確に記述されたとしても、非関連者間の取り決めにはある基本的な経済的属性が欠いている取引と解釈されることがあります。その結果当該取引は、移転価格上認識されないこととなります。

■ 非認識

非認識のセクションは実質的に新設されたものであり、正確に記述された取引を移転価格上無視又は再構成できる状況を定めています。まず、比較可能な状況において独立企業間で同一の取引が行われている場合は、非認識は適用されません。さらに、正確に記述された取引が非関連者間の取り決めにある基本的な経済的属性を有している場合は、その取引を認識する必要があります。取引の締結時点で各々の当事者に現実的に利用可能な他の機会(当該取引を締結しない選択肢を含みます)がある場合と比較して、リスクが調整された後で当該当事者の商業上又は資金上の状況を改善又は保護することに当該当事者が合理的な期待をもてる場合に、取り決めは基本的な経済的属性を組み込んでいるとみなされるべきとしています。また、多国籍グループ全体の税引前損益ベースが、悪化したままとなっているかどうかを考慮することも関連性があるとしています。

非認識とされた場合、納税者の構造は非関連者間の取り決めにある基本的な経済的属性を反映し、類似した状況において非関連者間で商業上の現実に出るだけ近づいた代替構造に置き替えられるとしています。

第II部 - 潜在的な特別措置

本ディスカッション・ドラフトでは、たとえOECD移転価格ガイドライン第I章が提案通り改訂されたとしても、依然として一定のBEPSリスクが存在し、移転価格の結果が価値創造と一致しない可能性があるとして述べています。本ドラフトでは、それらのBEPSリスクは、納税者と税務当局間の情報の非対称性及び多国籍グループが低税率の最少機能事業体(MFE: minimal functional entity)に資本の配分を比較的容易にできることが主な原因で発生すると示唆しています。本ドラフトによれば、MFEへ配分した資本は、配分後に多国籍グループ内で使用される資産に投資することが可能であり、この結果当該MFEへの支払いによる税源浸食が形成されることになります。この為、本ドラフトには、そうしたリスクに対応するであろう特別措置についての大きなドラフトが含まれました。

本ドラフトの第II部は、潜在的な特別措置となり得る5つの選択肢を提示しています。最初の選択肢は価値評価が困難な無形資産に関するものです。残りの選択肢は、資本提供に対する不適正な対価について考慮する措置が記述されています。これらの措置は、会社の設立や資本構成など多国籍グループが自身の構造を自由にコントロールできることから発生する問題に対応するためのものです。

▶ 選択肢1: 価値評価が困難な無形資産:

納税者が計画に基づいて、一括払い又は固定ロイヤリティー料率で価格を固定していますが、この計画が同時文書化されておらず、税務当局が入手できない場合に発生する価格調整メカニズムについての提案措置を記述しています。

▶ 選択肢2: 独立の投資家:

豊富な資本と資産を所有する会社がその資産に対する利益を別のグループ会社に依存している場合、独立の投資家に対し、より合理的な投資機会を提供している会社に資本拠出がなされたとみなす提案措置を記述しています。この結果、豊富な資本と資産を所有する会社には利益が配分されなくなる可能性があります。

▶ 選択肢3: 過大資本(thick capitalization):

この措置は、予め決められた自己資本比率を超える資本金の評価についての措置となります。豊富な資本と資産を所有する会社は、資本超過部分に利息相当の損金があったとみなされ、収益が減額されると共に、その一方で超過資本を提供した会社に利息収入があったとみなす措置が記述されています。

▶ 選択肢4: 最少機能事業体(MFE):

取引当事者の中の1社が、最少機能しか有していないという状況が生じることがあります。この場合、その取引に関する

取り決めが、非関連者間の取り決めを通常裏付ける基本的な経済的屬性を欠いているという結論が導かれることがあります。本ドラフトでは、定性的属性(例:機能の潜在能力など)と定量的属性(例:少数の従業員)から成る取引当事者の機能性の基準値を策定する特別措置を採用することが、そうした事例を取り扱う上で、より単純かつ効果的であると判明するかもしれないと示唆しています。また、その基準値を満たさない場合には、MFEの所得が他のグループ企業に再配分されることになります。

▶ 選択肢5: 超過収益に係る適正な課税の確保:

この選択肢は、被支配外国法人(CFC: controlled foreign company)ルールの形式をとった主要ルール及び非課税を防止するための副次的ルールの適用について記述しています。この選択肢は、CFCが低税率国・地域で超過収益を稼得した場合に適用され、その場合、超過収益が親会社の課税標準に加算されます。さらに、CFCの親会社の居住国・地域が、もし主要ルールを適用しなかった場合には、副次的ルールが適用され、所定のルールに基づいてCFCの超過収益が他の国・地域に配分されるとしています。

現段階で本ディスカッション・ドラフトは、特別措置に関する上記の選択肢について大きな概要を示しています。それらの措置の検討がさらに進むにつれ、相当の策定作業が必要になると見込まれます。OECDは、それらの特別措置について、経済界からの具体的なフィードバックを求めています。

おわりに

グローバル企業は、提案されている移転価格の追加指針が自身の関係会社間取引及びその文書化に与える影響を評価する必要があります。また、BEPS行動計画8、9及び10に関連する動向を引き続き注視するべきであり、本ディスカッション・ドラフトに関してOECDに情報を提供することを検討することが望ましいと思われます。

巻末注

1. この部分は、現行のOECDの指針の改訂が提案されていません。
2. セクションD.6～8は、「移転価格の側面からの無形資産に関する指針」(2014年)に含まれるロケーション・セービング及びその他のローカル市場の特徴、集合労働力、MNEのグループ相乗効果に関連する文章の改訂を反映しています。OECDはこれらのセクションについてコメントを求めています。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。

ニュースレター全般に関する
ご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ
ください。

EY税理士法人
コーポレートコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150203

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp